

電力供給契約重要事項説明書

EN028

下記の事項を十分にお読みください。

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。
その他詳細についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気供給約款・電気供給約款別冊	掲載 URL : https://enepal.co.jp/yakkan_list/
-----------------	--

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社エネパル 小売電気事業者登録番号A0517 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 光ウエストゲートビル 代表取締役 高柳 祐太 お問い合わせ窓口 電話 0570-030-179 受付時間 10:00～18:00(月～金) ※土日・祝日は非営業日 Eメール enepal_support@enepal.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	書面、WEBページまたは、お電話によるお申込み。	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
供給電圧	100V/200V	請求締日	原則当該契約ごとの検針日
周波数	東日本50Hz / 西日本60Hz (静岡県 の富士川と新潟県 の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としています)	小売供給に係る料金	料金表記載の通り。ただし、一定期間料金の割引を行うことがあります。
契約期間	契約種別に応じた期間といたします。	契約更新の取扱	自動更新あり
契約種別	申込用紙等の別紙または当社が指定するWEBページに記載の通り。	契約容量	申込用紙等の別紙または当社が指定するWEBページに記載の通り。

- ・電気料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費(燃料費調整額、調達調整費で構成されます。)並びに安定供給維持費(調整金の加減を含みます。)の合計といたします。
- ・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。 ※当該変動の額の算出方法は、電源調達調整費及び安定供給維持費に関するご説明箇所をご確認ください。
- ・当社は、料金改定(単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいい、以下同じとします。)をする場合があります。料金改定を行う場合は、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適当と判断する時期までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。

- 供給開始予定日
- 1.供給開始予定日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の日であって、当社が定める日とし、契約締結後に当社が交付する書面に記載するものとします。
 - 2.当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。
- 初回請求時のご案内
- 電力の切り替え時期によっては、切り替え前の電力会社からの最終請求と当社からの初回請求が同一時期、または同月内に行われる可能性があります。この場合、当社からの初回請求金額は、供給開始日から初回検針日の前日までの期間に応じた日割り計算による料金となります。
- なお、切り替え前の電力会社からの請求および当社からの請求は、それぞれ別々の契約に基づくものであり、請求主体、請求金額および請求方法が異なる場合があります。切り替え前の電力料金、契約内容及びサービス全般についてのご質問は、切り替え前の電力会社へお問い合わせをお願い申し上げます。
- 料金の支払い方法・支払期日

	支払い方法		支払期日
1	クレジットカード	支払日はカード会社によって異なります。	原則として、クレジットカード会社から当社への支払日
2	口座振替	支払日は原則として毎月14日または27日になります。	当社が請求を行った月の翌月末日(金融機関の非営業日の場合は翌営業日)
3	その他	その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。	

※当社は、お客さまに対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。

- 契約更新の取扱
1. 契約期間満了日の 15 日前までにお客様から当社に対して供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、同一条件にて自動的に契約が更新されます。
 2. 契約期間満了日の 1 か月前までに当社からお客様に対して供給契約の終了または変更の申し出をしない場合は、同一条件にて自動的に契約が更新されます。
- 契約の解除等
1. 契約期間中に、お客様が電気の使用を終了しようとする場合は、原則として、希望する終了日の 20 日前までに、当社に通知していただきます。
 2. 当社は、電気供給約款 43(解除等) に定めるとおり、お客様が料金を支払期日までに支払わない等その他の解除事由に該当する場合には、供給契約を解除することができます。また、当社は、解約希望日の 60 日前までにお客様に対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。
 3. 他の小売事業者に電気の供給契約を切り替える場合、当社に通知をすることなく供給契約を終了することができますが、その場合、一般送配電事業者を通じて当社になされる解約期日の通知をもって、お客さまから当社への解約通知とみなします。なお、この場合は他の小売事業者を通じて当社になされる解約期日の前日を供給契約の終了日といたします。
- スマートメーターへの取り替え
- お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。(受給開始後、取り換える場合もございます。)
- 取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■違約金

プラン名		プラン名に「プレミアム」を含むプラン			
契約期間		料金適用開始の日から起算して、5年間			
更新月		料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月） から起算して60か月目とその翌月			
初回事務手数料(税込)		なし			
違約金	契約解除料(不課税)	9,800円	解約事務手数料(税込)	3,850円	
	値引き適用に伴う追加契約解除料(不課税)	契約期間(供給契約が更新された場合には、更新後の契約期間)において、供給契約の終了時まで無料または値引を適用した基本料金(または最低料金)相当額の全額			

プラン名		プラン名に「プレミアム」「ベーシック」「セレクト」を含まないプラン			
契約期間		料金適用開始の日から起算して、3年間			
更新月		料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月) から起算して36か月目とその翌月			
初回事務手数料(税込)		なし			
違約金		契約解除料(不課税)	9,800円	解約事務手数料(税込)	3,850円

プラン名		プラン名に「ベーシック」を含むプラン			
契約期間		料金適用開始の日から起算して、1年間			
更新月		料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月) から起算して12か月目とその翌月			
初回事務手数料(税込)		3,850円			
違約金		契約解除料(不課税)	なし	解約事務手数料(税込)	なし

プラン名		プラン名に「セレクト」を含むプラン			
契約期間		料金適用開始の日から起算して、5年間			
更新月		料金適用開始の日が属する月(供給契約が更新された場合には更新された月) から起算して60か月目とその翌月			
初回事務手数料(税込)		なし			
違約金		契約解除料(不課税)	9,800円	解約事務手数料(税込)	3,850円

※更新月を除き契約期間内に解約となる場合、プランにより上記表に記載の違約金をお支払いいただきます。
ただし以下の理由の場合を除きます。

●建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合

●その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

お客さまが、契約電力、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで供給契約を終了させる場合で、当社と一般送配電事業者との、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

■各種手数料

		(税込)
電気量のお知らせ発行手数料	165円/月	
申込確認書再発行手数料	330円/回	
請求明細発行手数料	220円/月	
再請求事務手数料		
振込兼コンビニ請求書発行手数料	各550円/回	
お客様番号通知書発行手数料		
支払証明発行手数料	770円/回	

■ご請求金額・ご使用量のご確認

- ・毎月のご請求金額・ご使用量は、WEB上のマイページ等にてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。
- ・請求明細の郵送を希望される場合は、有料で発行いたします。

■遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）を乗じて算定した金額の遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、供給契約において特定商取引法に定める訪問販売または電話勧誘販売の規制が適用される場合には、遅延損害金の割合は法定利率によるものとします。この場合、原則としてお客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金または工事費等を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

■電源調達調整費について

電源調達調整費とは、以下の通り定める燃料費調整額および調達調整費の総称をいい、各契約種別における料金にその加減を適用するものとします。

1.燃料費調整

燃料費調整とは、その月の使用電力量に、電気供給約款別表8（燃料費調整）(1)に基づき算出される平均燃料価格に応じて以下に基づき算出される燃料費調整単価を乗じた金額（以下「燃料費調整額」といいます。）（ただし、最低料金の設定があるご契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される基準単価に基づき算出される燃料費調整単価といたします。また、この場合の電力量料金の燃料費調整額は、その月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。）を、その月の料金に加算または減算をする制度です。なお、管轄エリアごとの「基準燃料価格」「基準単価」は下表のとおりです。管轄エリアごとの「燃料費調整適用係数」についてはサービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」をご確認ください（掲載URLは本書冒頭をご参照ください）。

No	平均燃料価格	燃料費調整単価の算出式	燃料費調整額の加減
1	1キロワットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合	(「基準燃料価格」－「平均燃料価格」) × 「基準単価」 ÷ 1,000 × 燃料費調整適用係数	料金から燃料費調整額を減算します。
2	1キロワットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合	(「平均燃料価格」－「基準燃料価格」) × 「基準単価」 ÷ 1,000 × 燃料費調整適用係数	料金に燃料費調整額を加算します。

管轄エリア	基準燃料価格	(1)最低料金に適用される基準単価	(2)(1)以外の基準単価
北海道エリア	37,200円	－ 円	0.197円/kWh
東北エリア	31,400円	－ 円	0.221円/kWh
東京エリア	44,200円	－ 円	0.232円/kWh
中部エリア	45,900円	－ 円	0.233円/kWh
北陸エリア	21,900円	－ 円	0.161円/kWh
関西エリア	27,100円	2.475円 ※1	0.165円/kWh
中国エリア	26,000円	3.680円 ※2	0.245円/kWh
四国エリア	26,000円	2.154円 ※3	0.196円/kWh
九州エリア	27,400円	－ 円	0.136円/kWh

※1 1契約につき最初の15キロワット時まで ※2 1契約につき最初の15キロワット時まで ※3 1契約につき最初の11キロワット時まで
※当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日まで	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日まで
毎年2月1日から4月30日まで	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日まで
毎年3月1日から5月31日まで	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日まで
毎年4月1日から6月30日まで	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日まで
毎年5月1日から7月31日まで	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日まで
毎年6月1日から8月31日まで	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日まで
毎年7月1日から9月30日まで	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日まで
毎年8月1日から10月31日まで	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日まで
毎年9月1日から11月30日まで	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日まで
毎年10月1日から12月31日まで	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日まで
毎年11月1日から翌年の1月31日まで	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日まで
毎年12月1日から翌年の2月28日まで （翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日まで

※上記、燃料費調整単価適用期間の表のとおり、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4か月前の月の1日からN月の2か月前の月の末日までの3か月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されるものとします。

2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。）に、「調達単価係数」を乗じた数値（以下「調達単価」といいます。）に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。なお、管轄エリアごとの「調達単価係数」や、以下の「還元基準値」および「追加請求基準値」については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」をご確認ください（掲載URLは本書冒頭をご参照ください）。

No	調達単価	調達調整費
1	「還元基準値」未満の場合	下記により算定する調達調整費（還元）をお客様に還元いたします。 (還元基準値－調達単価) × 使用電力量 (kWh) × 100% × (1+消費税率)
2	「還元基準値」以上 「追加請求基準値」以下の場合	調達調整費は 0 円とします。
3	「追加請求基準値」を超える場合	下記により算定する調達調整費（請求）を料金に追加してお客様に請求いたします。 (調達単価－追加請求基準値) × 使用電力量 (kWh) × 100% × (1+消費税率)

※当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。
※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N月1日からN月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。
※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

※当社は、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、電気供給約款の定めに従い、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。

調達調整費(還元):●調達調整費の還元を分割にて行うこと。

調達調整費(請求):●調達調整費の請求を分割にて行うこと。●上記に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。

※供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額(以下「未履行調達調整費額」といいます。)を、上記の定めにかかわらず、最終の料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25(保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。

※その他の詳細は、サービスサイト掲載の電気供給約款別表における調達調整費に係る規定に定める内容をご確認ください。

■安定供給維持費について

安定供給維持費とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量抛出兵について、この容量抛出兵に相当する額として当社が定める以下の金額をお客さまが使用する電気の料金において請求するものをいいます。

安定供給維持費のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」(名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。)にて事前にお客さまに開示します。

No	対象のお客さま	安定供給維持費の算定式
1	電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力 (kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価(※2)× (1+消費税率) ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。
2	電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額 × (1+消費税率) ※日割計算をいたしません。

●調整金について

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量抛出兵の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。

シェア変動調整金：小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量抛出兵の月次精算に伴う調整金をいいます。

年次再算定調整金：小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量抛出兵の年次精算に伴う調整金をいいます。

調整金の金額は、以下のいずれかの算式により算定します。

なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量抛出兵の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間(以下「調整金適用期間」といいます。)において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

No	対象のお客さま	調整金の算定式
1	電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力 (kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価 × (1+消費税率) ※基本料金に準ずる日割計算を適用いたします。
2	電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額 × (1+消費税率) ※日割計算をいたしません。

調整金のkW単価または月額については、サービスサイト掲載の「電気供給約款別冊」(掲載URLは本書冒頭をご参照ください)または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」にて事前にお客さまに開示します。

また、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

- ※ 当社は、当社の裁量により、調整金の請求または還元について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。
 - ※ 供給契約が終了する場合、前述の超過分の繰越または請求・還元の分割の結果、供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額(以下「未履行調整金額」といいます。)については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電気供給約款25(保証金)(7)(8)の定めを準用し行います。
 - ※1 契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。
 - ※2 当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものとしています。
 - ※ 各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。
- その他の詳細は、サービスサイト掲載の電気供給約款別表における安定供給維持費に係る規定に定める内容をご確認ください。

■附帯サービスについて
＜サポートパック＞

- プラン名に「SP」が付くお客様は、附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートパック」、「店舗サポートパック」「飲食店サポートパック」「オフィス補助金サポートパック」「店舗補助金サポートパック」（以下、総称して「サポートパック」といいます。）を利用することができます。なお、サポートパックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。その他附帯サービスに関する詳細は以下のとおりです。
 - サポートパックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートパック利用規約」、「店舗サポートパック利用規約」、「飲食店サポートパック利用規約」、「オフィス補助金サポートパック規約」または「店舗補助金サポートパック規約」（以下、総称して「サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートパックの利用にあたり、当該サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。なお、サポートパック利用規約は、匠 W&P の各サービス概要 WEB ページ（■オフィスサポートパック：<https://takumiwp.co.jp/service/officesp/>）（■店舗サポートパック:<https://takumiwp.co.jp/service/tenposp/>）（■飲食店サポートパック：<https://takumiwp.co.jp/service/inshokusup/>）（■オフィス補助金サポートパック：https://takumiwp.co.jp/service/officesp_grantmentor/）（■店舗補助金サポートパック：https://takumiwp.co.jp/service/tenposp_grantmentor/）にてご確認ください。
 - サポートパックの利用開始日は、電気の供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。
 - お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、匠 W&P が当該金銭債権を取得した時点で当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、5 および 6 の附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
 - プラン名に「SP」が付くお客様の附帯サービス料金は、3 に定めるサポートパックの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。
- 【匠 W&P における通常料金：月額 4,378 円（税込）】
- お客さまは、契約期間中であっても、サポートパック利用規約の規定に基づいてサポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートパックを契約する場合には、上記5 に定める無料期間はありません。
 - お客さまと当社との対象プランによる供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートパックの利用契約は、サポートパック利用規約の規定にかかわらず、供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
- ＜メンテナンスサービス＞
- プラン名に「MS」が付くお客さまは、附帯サービスとして、当社が提供する「オフィスメンテナンスサービス」および「店舗メンテナンスサービス」（以下、総称して「メンテナンスサービス」といいます。）を利用することができます。
 - 「オフィスメンテナンスサービス」および「店舗メンテナンスサービス」の内容は、当社が別途定める「オフィスメンテナンスサービス利用約款」または「店舗メンテナンスサービス利用約款」の規定のとおりとします。お客さまは当該利用約款に同意し、その規定に従うものとします。なお、各メンテナンスサービス利用約款は、当社ホームページ(<https://enepal.co.jp/solution/>)にてご確認ください。
 - メンテナンスサービスの提供に係る業務は、当社の委託先である株式会社エコログ(以下「エコログ」といいます。)またはエコログの再委託先が実施します。

- 4.メンテナンスサービスの利用開始日は、電気の供給開始日の属する月の翌月1日とします。
- 5.メンテナンスサービスの利用料金は、メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して3ヶ月目までは無料、4ヶ月目以降は月額4,378円(税込)とします。
- 6.お客さまは、契約期間中であっても、メンテナンスサービスの各利用約款の規定に基づき、メンテナンスサービスを解約することができますものとして。ただし、改めてメンテナンスサービスを契約する場合には、上記の無料期間はありません。
- 7.お客さまと当社との対象プランによる供給契約が終了した場合、メンテナンスサービスの利用契約は、当該供給契約が終了した日の属する月の末日をもって終了するものとして。

■各種プランに適用する支払繰延規定について

- 1.一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。))が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとして。
- 2.繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。
- (算定式) 使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値 (※1)－基準単価 (※2)) × (1+消費税率)
- ※1:N月の検針日から N+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N月 1日から N月末日までの期間に係る JEPXエリアプライス平均値に基づき算定します。
- ※2:基準単価は、当社の電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は毎月1日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。
- 3.N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3月の検針日からN+4月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。
- 4.電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額については、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとして。

■プラン名称に「プレミアムS」または「プレミアムライトS」を含むプランに適用する割引について

1. 割引は、60 か月間当社からの電力の需給を継続いただくことを条件に、以下に定める起算日が属する月から起算して3 か月目までの料金のうち、電灯需要の契約種別は基本料金または最低料金を無料、電力需要の契約種別は基本料金から 100 円 /kW (税込) を値引きするサービスです。
2. 割引の起算日は、料金適用開始の日とします。前述の起算日から起算して 60 か月間が満了する前に供給契約が終了する場合、上記「■違約金」に記載の契約解除料または解約事務手数料とは別途、値引き適用に伴う追加契約解除料として、供給契約の終了時まで無料または値引きを適用した基本料金または最低料金相当額的全額をお支払いいただきます。
3. 当社が提供する電力供給サービスに関する約款、約款別冊、キャンペーンチラシ等に定める各種無料期間または割引期間の取扱いについて、料金適用開始日が検針日以外の日となり、最初の料金算定期間における基本料金または最低料金が日割り計算となる場合には、当該算定期間を無料期間または割引期間の起算月には含めず、翌月を 1 か月目として無料期間または割引期間を起算するものとして。

■実量制プランの契約電力の算定方法について

- ※契約電力の算定にあたっては、キロワット時(kWh)で表される30分ごとの使用電力量の値を、キロワット(kW)で表される値とみなすものとして。
- ① 初回請求時の契約電力
- 初回請求時の契約電力は、初回検針時における 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍し、四捨五入した値といたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。
- ② 2 回目以降の請求時の契約電力
- 2 回目以降の請求時の契約電力は、前回の検針により得られた 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍し、四捨五入して算出する最大需要電力のうち、過去 12 か月間で最も大きい値とします。
- ③ 最終請求時(解約時)の契約電力
- 最終請求時の契約電力は、以下のいずれか大きい方を採用します。
- ・最終検針時における 30 分ごとの使用電力量の最大値を 2 倍し、四捨五入して算定した契約電力
 - ・②に定める方法により算出した契約電力

■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■契約に関わる注意事項

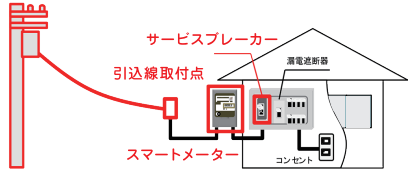
- 1.当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等(以下「旧事業者」といいます。)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係るサービス等

- 2.当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客さまには、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客さまの供給契約を解除する場合があります。詳細は電気供給約款および託送供給等約款をご参照ください。(以下、重要部分抜粋)
- 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
- 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること
- 3.お客さまが以下のいずれか(⑤を除きます。)に該当した場合、当社は、解除日の15日前までに書面での通知をした上で供給契約を解除することがあります。お客さまが以下の⑤に該当した場合には、当社は、事前通知をすることなく、直ちに供給契約その他お客さまと当社との間で締結したすべての契約を解除いたします。
- ①お客さまが電気料金(この供給契約以外の電気料金を含みます。)を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
- ②お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払われない場合
- ③託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合で、当該一般送配電事業者の定めた期日までにその原因が解消されないとき
- ④お客さまがその他電気供給約款の規定に違反した場合
- ⑤お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力と判断される状態となった場合
4. 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

■計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担は原則ありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。



お客さまは、供給契約の申込みもしくは締結時または契約期間中にお客さまが当社に対して通知、提出または登録等(以下、総称して「通知等」といいます。)をおこなったお客さまの契約住所、需要場所住所または連絡先等その他の情報(以下、総称して「お客さま情報」といいます。)を変更した場合は、直ちに変更後のお客さま情報について当社に対して通知等をおこなうものとします。なお、お客さまが当該通知等を懈怠した場合、これに起因してお客さまが被った損害等(当社からの通知がお客さまに到達しないことを含みますが、これに限りません。)について当社は一切の責任を負わないものとします。

- 電力供給廃止時に関わる注意事項 電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります。
- 凍結するおそれのある地域の廃止:凍結防止帯が動作しなくなること給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。(このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。)
- マンション等の共用灯の廃止:エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

当社にご提出いただいたお客様の個人情報[氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法)等]は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客様の申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASPサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ(法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。)

1. お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、特定商取引法第5条第1項もしくは第2項の書面を受領した日(その日前に同法第4条第1項の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)または同法第19条第1項もしくは第2項の書面を受領した日(その日前に同法第18条第1項の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メール等)により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。))ができ、その効力はお客様が書面または電磁的記録(電子メールなど)を発信した時(郵便消印日付や送信日時等)から発生します。
2. この場合、①お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。⑤電気の提供に伴いお客さま等の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、お客さまはその原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社が改めてクーリング・オフを行うことができる旨を記載して交付した書面をお客様が受領した日を含め8日を経過するまでは、書面または電磁的記録(電子メール等)によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口Eメールアドレスへ通知してください。Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信がない場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称:株式会社エネパル 受付窓口 住所:〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル3F メールアドレス:enepal_support@enepal.co.jp